罹災証明申請書

袖ケ浦市長 様		令和〇 年	○○月 ○○日	
申請者(世帯主)	住 所	号 電話番号	000-000-0000	
	(現在の連絡先) 同上	電話番号	同上	
	(ふりが OOO OOO 氏名 OO	生年月日	平成〇年〇月〇日	
窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所 口申請者と同じ ○○市○○町○丁目○番○号	電話番号	000-000-0000	
	(ふりが 氏名 ()	申請者との)関係	
罹災原因	令和○ 年 ○ 月 ○ 日の	 大雨	による	
w.				
被災住家 [※] の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	☑申請者住所と同じ 袖ケ浦市			
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。				
住家の被害	☑ 浸水被害 (☑床上 □床下) がけ崩れによる土砂が室内		坡害(以下に記入)	
写真による 被害区分の 判定(※)	✓ 希望する(写真を添付)□ 希望しない			

- ※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
 - ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
 - ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
 - ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分の
- うち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります) ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

-			
住家以外の 被害	有・無※住んでいない家、倉庫、車庫、車、家電等		
	有の場合 所在地 ☑申請者住所と同じ		
	物件名【車庫】		
	写真添付有無		
罹災証明書の 必要枚数	○ 枚		
罹災証明書へ の同居の家族 の記載	有・無 ※妻や子の会社に出す場合など		
住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の 所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。		
	✓ 確認しました、同意します。		
罹災証明書 の交付方法	□ 郵送 □申請者住所と同じ		
	住所: 〒		
	宛名:		
	☑ 窓口(袖ケ浦市本庁舎)		
	□()交流センター		